



運営推進会議開催報告書

令和 8 年 2 月 25 日

事業所名 特別養護老人 アルメイダメモリアルホーム			
担当者	佐藤 幸恵	電話番号	097 - 568 - 2561
1 開催日時	令和 8 年 2 月 25 日		
2 開催場所	特別養護老人アルメイダメモリアルホーム 3F会議室		
3 出席者	出欠		
(1) 委員 5 人	出	宇田 龍	(利用者・家族分野)
	出	後藤 俊一	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	欠	足立 秀俊	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	田原 信夫	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	上田 沙矢香	(種田東地域包括支援センター職員)
	出	清原課長補佐	(大分市長寿福祉課職員)
	出	佐藤 等	(事業所代表)
(2) 事務局 2 人		佐藤 幸恵	生活相談員
		岩本 法子	事務職員
4 活動状況報告	別紙・会議資料のとおり		
5 活動状況に関する評価	施設の運営状況、入退所状況、レクリエーション、面会対応、感染症・災害対策、各種委員会、行事について		
6 要望、助言			
①	身体拘束廃止委員会の名前が気になる。廃止をする事は無理だと感じるから、検討委員会などにしてみてはどうですか？		
②			
③			
④			
7 要望、助言に対する考え方			
①	清原課長補佐より、施設毎で、検討委員会・対応委員会・対策委員会など違うと教えていただいたので、当施設でも検討していこうと思います。		
②			
③			
④			
8 その他特記事項			
①	特になし		
②			
③			
④			
⑤			

令和7年度

第6回「アルメイダメモリアルホーム地域密着型サービス」運営推進会議

○日時：令和8年2月25日（水）11時00分

○場所：アルメイダメモリアルホーム3階 地域交流室

次 第

1. 開 会

2. 施設長あいさつ

3. 議 題

- (1) 施設の運営状況について
- (2) 質疑応答（要望、助言等）
- (3) その他

4. 閉 会

社会福祉法人 大分福祉会

（ 特別養護老人ホーム アルメイダメモリアルホーム ）

(1) 施設の運営状況について

① 入所者の状況(令和8年1月末現在)

性別	入所者数	平均介護度	平均年齢
女性	17人	4.4	90.8
男性	3人	4.0	91.3
合計	20人	4.4	90.9

② 入退所者の状況(令和7年12月～令和8年1月)

	新入所	入所経路	退所者	退所理由	在居期間
令和7年 12月	男性 0名		男性 0名		
	女性 2名	2名ともに 新館2室増床に伴い 本館から移動	女性 0名		
令和8年 1月	男性 0名		男性 1名	死亡	3年8ヶ月
	女性 0名		女性 2名	死亡	1年3ヶ月 11ヶ月
計	男性 0名		男性 1名		
	女性 2名		女性 2名		

通期:R7.4/1～1/31の地域密着型の入所率98.38%(参考/R7.5/16～10/18の入所率は100%)

③ 参考/前年度の入所者の状況(地域密着型分)

令和6年度の入所率99.14%(常に21.81人が入所)

④ ショートステイ利用状況

利用実績なし

⑤ 施設全体行事

12月

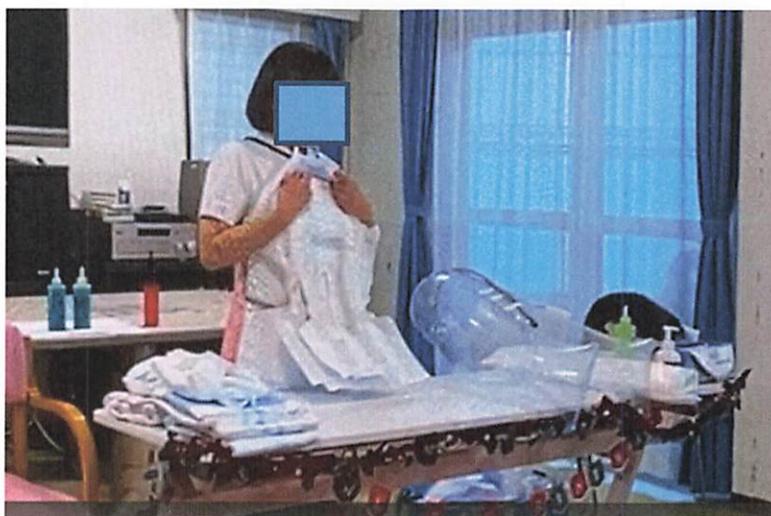
- ・ユニ・チャームによるオムツの講習（12/9）
- ・クリスマス会（12/15）
- ・ハラスメント研修（12/19）
- ・公益財団法人JKA 競輪補助対象 特殊浴槽設置完了（12/25）

1月

- ・防災訓練（避難経路の確認）（1/28）
- ・
- ・

■12月の記録より ユニ・チャームさんによるオムツ講習（全体行事）

この講習の狙いは、利用者様のオムツの不快感による負担軽減、正しいオムツ選定によるコスト削減を図る事です。



■12月の記録より JKA競輪補助対象 特殊浴槽設置完了（全体行事）

公益財団法人JKA様の競輪補助を受け、特殊入浴装置の設置が無事に完了致しました。

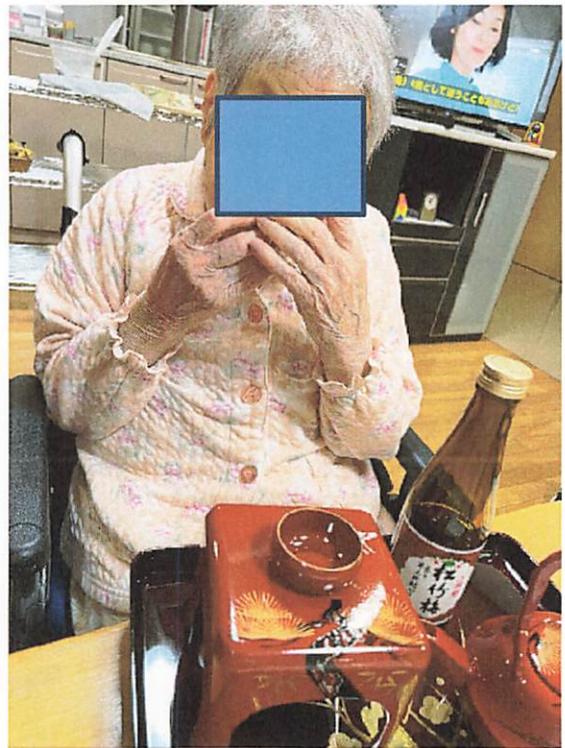
以前から使用していた浴槽では、ノーリフティングケアの効果が薄れる形状になっていた事から
今回、老朽化した装置を更新し、介助する側・介助される側双方の負担軽減と使用中の事故等を未然
に防ぐ事を目的としています。



■1月の記録より お正月（全体行事）

新年はお屠蘇を飲みたいと希望されたご利用者様に、飲んでいただいております。

毎年、みなでお正月気分を味わっています♪



■1月の記録より 避難経路確認訓練（全体行事）

災害時に備えた、避難経路確認訓練を実施しました。災害時の避難経路は、特に重要となってきますので、定期的な確認と実際に避難をする訓練を継続して行っていきます。

黄色の物は、車椅子で降りやすくする為の、スロープです。

使用感を確認し、本格導入する方針です。



■2月の記録より 豆まき（全体行事）

節分行事、豆まきを開催しました🍡⚡「鬼は外〜!」「福は内〜!」のかけ声で、

豆だけでなくお菓子も投げて、みんなで鬼を追い払いました! \ (^o^) /

食べたい気持ちの方がまさり、お菓子を投げないご利用者もいました😊



◆「行事食・郷土食」 (施設全体)

季節を感じていただくために、四季折々の料理や飾り付けをした「行事食」をメモリアルホームでは提供しています。

また、行事食以外にも誕生日お祝いを兼ねたご飯とメッセージカードをお送りしています。顔写真付きで皆様からご好評いただいています。

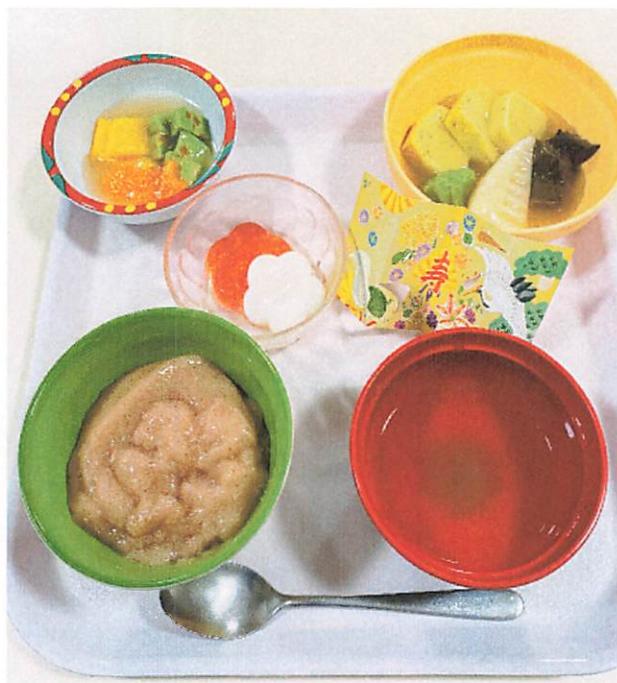
★「冬至」★



★「七草がゆ」



🍱「おせち盛り合わせ」🍱



■現在の面会方法について（変更なし）

R7年9/1から、感染対策の強化を目的に、再度予約制に戻し、下記枠内で本館・新館ともに4名まで、本館：各面会場所（2ヶ所） 新館：居室面会で面会を行うように変更しました。
10：30～10：45／11：00～11：15 15：30～15：45／16：00～16：15 最大15分間
※土日祝の面会にも対応しています。

■新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う面会方法の推移（変更なし）

※令和2年3月～は省略

令和4年 1月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和5年 5月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和5年 7月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和5年11月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和7年1月6日～ 面会方法を時間指定あるものの面会フリー制へ

→ ①コロナ感染拡大に伴い1/7～1/14まで面会中止

→ ②感染対応を延長し2/3まで面会中止

令和7年2月4日～ フリー制ではなく従前の予約制面会で再開（本館の面会会場を1箇所増加）

令和7年6月3日～ 本館も1名の場合のみ、居室面会開始・新館は1時間フリー制へ

令和7年9月1日～ フリー制ではなく従前の予約制面会に変更

■体調管理について

入所者の方は、朝・昼・夕の3回体温測定。職員は令和6年4月～、朝・昼・夕の体温測定を朝の体温測定1回に変更し、体調管理を行っています。

なお、「感染（陽性）」「濃厚接触者」となった場合は、行政機関（大分市・大分市保健所）の指針に従って対応しています。

■感染症対策委員会

高齢者施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が、集団で生活し活動する場であることから、感染が広がりやすい状況にあることを認識し、利用者感染症から守るため、平常時から感染予防対策を実施しています。感染症発生時には迅速かつ適切な対応を図ることができるように「アルメイダメモリアルホーム感染対策指針」を定め、指針のもと感染症対策を行っています。

当施設では感染症対策委員会を設置し、毎月1回開催しています。また、施設長の招集により必要に応じて臨時に開催しています。

【開催状況と議題】

令和6年10月10日「業務中や日常生活における感染症対策について」

令和6年11月7日「感染対策や、今後の面会制限について」

令和6年12月5日「感染症の流行に備えて、施設内の感染対策について」

令和7年1月14日（臨時開催）「R7.1発生コロナ感染拡大に伴う1/15以降の各種方針等の協議・決定」

令和7年2月3日（臨時開催）「2月4日以降の面会等方針の協議・決定」

令和7年3月27日（臨時開催）「新年度の面会等方針の協議・決定」

令和7年8月20日（臨時開催）「9月1日以降の面会等方針の協議・決定」

※令和7年以降は、通常の毎月分は省略し、臨時開催の直近1年分を記載しています

⑥ 事故防止・身体拘束廃止に向けた取り組み

■事故防止委員会

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切な質の高いケアを提供することを目標にしています。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組んでいます。

当施設では事故防止委員会を設置し、3ヶ月に1回開催しています。委員会では、事故の未然防止・再発防止のための方策立案、施設内で起こった事故に対して要因分析、職員への周知、情報共有を行っています。

【発生状況】 期間：令和7年12月～令和8年1月（地域密着型ユニット）

- ・事故報告 6件（転倒3件・表皮剥離1件・医療処置関連1件・座り込み1件）
- ・ヒヤリハット 42件

※ヒヤリハット…事故には至らなかったが「ヒヤッ」「ハッ」とする状況のこと。

■身体拘束廃止委員会

利用者に対して人格と尊厳を守ることを第一とし、利用者の日々の生活機能が維持向上されるようにケアを行っており、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。ケアプランの策定にあたっては、多職種連携で利用者のアセスメントに取り組み、身体拘束に頼らず日々の生活が送れるよう取り組んでいます。やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を策定し、ご家族に拘束が必要な理由等の説明を行い、同意を得た上で実施しています。

当施設では身体拘束廃止委員会を設置し、毎月1回開催しています。委員会では身体拘束を行っている利用者の経過観察や解除に向けての対策について、話し合いを行っています。

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

【発生状況】 期間：令和7年12月～令和8年1月（地域密着型ユニット）

- ・オムツホルダー 1件
- ・ミトン 1件

【事故防止委員会・身体拘束廃止委員会の開催状況】

令和7年12月12日

令和8年1月16日

(2) 質疑応答（要望、助言等）

(3) その他